

令和4年度診療報酬改定に関する お問い合わせ（ご質問）の取扱いについて

1. 令和4年度の診療報酬改定に関するお問い合わせは、原則として、「診療報酬改定に関する質問票」により対応させていただきます。
2. 当事務所ホームページより質問票をダウンロードしていただき、質問事項を記載の上、関東信越厚生局千葉事務所宛て **FAX(043-379-2800)**にてお送りいただきますようお願いいたします。
なお、施設基準の質問や算定要件の質問が複数ある場合には、お手数ですが、それぞれ質問票を作成していただきますようお願いいたします。
3. 質問票の受付順に電話にて回答させていただきますが、質問内容によっては厚生労働省（本省）への確認を要するなど、回答に時間がかかることもあります。予めご了承くださいませようお願いいたします。
4. 診療報酬改定時期は、照会・届出受付・審査業務等が集中するため、電話がつながりにくくなっております。恐れ入りますが、お問い合わせ（ご質問）はFAXにてお願いいたします。
5. 診療報酬改定に関する通知（「疑義解釈の送付」等）が厚生労働省及び関東信越厚生局のホームページに逐次掲載されますので、そちらもご参照願います。
6. 千葉事務所において、ご質問は千葉県内の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションに限らせていただきます。

関東信越厚生局千葉事務所

FAX：043-379-2800